

令和5年宇治田原町全員協議会

令和5年8月30日

午後3時30分開議

議事日程

日程第1 元職員の逮捕事案に係る追送致について

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本精	議員
	6番	宇佐美まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 宇治田原町議会全員協議会規程第5条の規定により会議事件の説明のため出席を求め  
るものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫君
副町	長	山下康之君
政策	監	星野欽也君
総務担当理事		奥谷明君
総務課長		村山和弘君
企画財政課長		中地智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君  
庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

---

開 会 午後 3 時30分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、こんにちは。

本日は急遽全員協議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の全員協議会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましてこんにちは。

本日は急遽、またお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今月の9日に官製談合防止法等違反の容疑で逮捕されました元本町職員の光嶋隆が、入札情報に関する秘密事項を漏らした見返りに現金供与を受けたとして、本日、加重収賄等の容疑で追送致をされたところでございます。

当該元職員は、以前の罪により既に懲戒免職処分を行っておりますけれども、再びこのような事態に至りましたことは極めて遺憾であり、議員の皆様、また住民の皆様をはじめ、町政にご協力いただいております多くの皆様に改めまして深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございません。

今後も警察の捜査、これにつきましては全面的に協力するとともに、事態の推移を注視しながら、第三者委員会である入札監視等委員会とも対応を協議する中で、再発防止策をいま一度検証し、引き続き町政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、「元職員の逮捕事案に係る追送致について」説明を求めます。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん方には大変忙しい中、急遽全員協議会ということで、議長のご配慮によりまして急遽お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また、このたびの事案につきまして、深くおわびを申し上げたいと思っております。

私のほうから、元職員の逮捕事案に係る追送致についてということで、申し訳ござい

ませんけれども、座った形でご説明申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、元職員の逮捕事案に係る追送致についてでございますけれども、今、町長のほうから冒頭でご挨拶させていただいたとおりでございますけれども、この事案の背景につきましては、7月の総務建設常任委員会の中で、本町の請負した業者が逮捕されるというような事案があって、7月の常任委員会で報告をさせていただきました。警察の捜査が始まったところ、8月9日に本町元職員の光嶋隆が官製談合防止法等違反の容疑で再度逮捕されるという事案が発生したというようなことでございます。

そのときにも急遽全員協議会を開催いただきまして、内容等についてのご説明をさせていただき、特に今後警察の捜査には全面的に協力をしていきたいと、議員の皆さんにもご理解をいただいたというようなところでございます。そういった中で、ずっと捜査が進められたというように思っているところでございまして、そういう中におきまして、8月9日に官製談合防止法及び公契約関係競売等妨害罪ということで逮捕された本町の元職員の光嶋隆は、今度は入札情報に関する秘密事項を漏らした見返りに現金の供与を受けたとして、本日、8月30日、加重収賄等の容疑で追送致をされたということでございます。

誠に遺憾であり、非常に重く受け止めているところでございますけれども、この中で、お手元でございますように、追送致とは、余罪について事件として立件したが、再逮捕はせず、書類と証拠物のみ検察官に送致、いわゆる書類送検する、こういうようなことで、今日発表があったところでございます。

いずれにいたしましても、非常に重く受け止めているところでございます。

そういった中で、光嶋につきましては、以前にも懲戒免職の処分を行っておりますけれども、またこのようなことが出てまいりまして、本当に極めて遺憾であり、また議員の皆様をはじめ、住民の皆さん、町政にご協力いただいております多くの皆さんに本当に申し訳ないというふうに思っているところでございます。

今後も警察の捜査に全面的に協力をしていく中で、事態の状況、推移をしっかりと注視しながら、第三者委員会である入札監視等委員会、こことも対応をしっかりと協議する中で、再発防止策をいま一度検証して、引き続き町政に対する信頼回復に全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

この資料のほうに、被疑者は元町職員の光嶋隆で、61歳でございます。

事案の概要でございますけれども、被疑者は本町が令和2年9月3日に開札執行した宇治田原中央公園の造成工事（その3）及び贅田立川線道路工事（その4）、宇治田原

中央公園造成工事（その２）、すみません、開札執行した宇治田原中央公園造成工事（その３）の一般競争入札に関して、甲に対して同工事における秘密事項である設計金額を教示して職務上不正な行為をし、これに対する謝礼として、甲から現金10万円の賄賂を受け取った容疑でございます。

参考として、追送致とはという、先ほど申し上げましたけれども、いずれにしても、これに対する謝礼として現金を10万円もらったということでございます。

今後も警察の捜査等にしっかりと全面的に協力する中で、先ほど申し上げましたように、第三者委員会である入札監視等委員会とも対応を協議する中、再発防止策をいま一度検証し、引き続き町政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして何かございませんか。今西議員。

○議員（今西利行） 今、説明いただいたんですが、私のほうから1点ですけれども、罪というか、どういう形で追送致されたかということがよく分かったんですが、それと、今、ここにも書いてありますけれども、警察の捜査に全面的に協力すると。それから、第三者委員会、前回のを私もずっと読ませていただいたんですが、再度こういう事件が起こったので、かなり細かく、どういう経過で、A、B、C、Dとか書いてあったんですけれども、よくきちっと調べられて、どういう経過でこういう起訴に至った、そういう事件に至ったかということが書かれているんですけれども、そのあたりは、今回こういう事案が起こったんですけれども、そのあたりは、まだ全然ご承知ございませんか。どういう経過でこうなって、追送致という形になったのかというあたりは。

○議長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） 今現在は、警察のほうから発表あったところ、今ご説明申し上げたところまでが我々も情報として知っている範囲でございまして、追送致されまして、今後多分、一般的には、警察庁のほうに行って、その後どうされるかというのがございますけれども、いずれにいたしましても、そういった裁判等がございましたら、しっかり情報をお聞きしていくということも可能でございますので、どういう対応をしていくのがいいかということも、しっかりとその第三者委員会とも協議しながら、今後、再発防止策に努めていきたいと、このように思っているところでございます。以上でございます。

ですから、今現在は、事の全ての真相が把握できているというところではないという

ことだけご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○議員（今西利行） 関連してなんですけれども、この前も聞いたかもしれないんですけども、木津川道路株式会社がそういう形で捕まるというか、事件を起こしましたが、多分それとの関連で今後調べられると思うんですけども、それとの関連で今回の事案が浮上してきたのか、そのあたり等々についても、まだ全然分からないということですか。

○議長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） 当然、警察のほうが捜査に入って、いろいろと調査いただいているというように思っております。そういう中では、我々はそこまで現在のところ情報的には警察のほうからは何も聞いておりませんので、分からないと。今聞いているのは、こういうことだったということで、急遽全員協議会開いて、議員の皆さんにこういった重い事案を、一刻も早く情報をお知らせしていきたいと、こういうふうにいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○議員（今西利行） そうしたら、ここにも書いておられますけれども、第三者委員会を通して、そのあたりは詳細検証していくと。それから、再発防止もいま一度やっていくということですけども、その中で出てくることと思うんですけども、どういう形でこういう事案が起こってきたかという検証をしっかりといただいて、その上で、再発防止という形をつくっていかなあかんと思うんですけども、ぜひその第三者委員会の中で、そのあたりの詳細、どうだったのかということを検証していただきたいと思います。

私は以上、今日はここまでにしておきます。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） どういう経緯でというのは、やはり本人のコンプライアンスの意識、もうこれが欠如していたとしか言いようがございません。

私自身もいつも職員にはしっかりとやっぱりコンプライアンスの遵守ということと、やはり信頼関係ですね、絆という部分で、職員同士の絆についてもそうですし、住民さんとの絆、やっぱりそういう部分に重きを置いて、やはり全体の奉仕者としての公務員としていうことを常に申し上げてきておりますし、本町の職員、皆そういう職員である

と私は信じておるところでございます。

そういった中で、今回こういう結果になったということは、やっぱり本当に残念ながらそういう公務員としての意識というのがやっぱり欠如していたのが最大の原因かなと思っておりますし、そういうものを新たにつくることがないように、今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○議員（宇佐美まり） 今回の事件に関して、第三者委員会の役割は非常に大きかったと思っております。

重大事件に関する第三者委員会の役割について、ちょっと確認しておきたいんですけども、今回起こった官製談合防止法違反に関して、まず1つは、事件が起こった原因究明が目的であること。1つ、何が問題であったのか、どうすれば事件を防げたのかということ。また、コンプライアンス的に何が問題点であったのかということ。今後問題なく業務を遂行する上で、職員に何が必要なのかを示すということを究明して、明らかにしていくことが目的であったと私は認識しています。

そもそも第三者委員会というのは、特捜とか、そういう警察のように捜査する権利はないと思っていたのですが、そのあたり、第三者委員会の役割、役目というのはどういうものだったのか教えていただきたいと思っています。

○議長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まず、以前に設置いたしました第三者委員会、その当時は宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例に基づいて重大事件等調査委員会を設置いたしまして、そこでいろいろご調査いただきました。

その条例にもございますように、その所掌事務というのは、重大事件等の実態把握と原因究明に関すること、そしてその起きた重大事件等の再発防止策等の提言に関すること、その他町長が必要と認める事項に関することというような条文になっておりますとおり、基本的にはこの調査委員会、当時のその調査委員会ですけれども、ほかにもいろいろ事案があったのかどうかを探ることを主目的とするのではなく、一定、例えばその後に行われました公判でのつぶさな状況等を踏まえて、そこで知り得た情報を基に、調査委員会の皆様が本人なり関係業者とかに聞き取りをして、実態がどうであったのか、原因がどこであったのか、そういう原因を踏まえた上で、今後そういうことが起こらないようにするにはどうしていったらいいのかということをおまとめいただくのが主な委

員会の主務業務というように私ども理解しております。

そういう中で、現在は重大事件等調査委員会ではなく。入札監視等委員会ということで、当時の方々、主要なメンバーを中心として入札監視等委員会が現在はございますけれども、そういう今のある委員会に、まずはそういう、今後のまだ公判等の情報も仕入れる中で、状況を説明し、どこまで調査が必要だとおっしゃるのかも含めて、どうしていくのがいいのかプラス今まさに進めております新たな改善策ですね。これをこのままやっていけば、それも起こらないことなのか、何かもう一工夫改善する余地があるのかどうか、そういうところを見ていただく必要があるのかなということを私は考えております。

したがって、ほかの事案を調べないとか、調べるとか、私が今言える状況ではございませんが、第三者委員会というのは、状況を把握して、今後につなげていくための会議だということでご理解いただければというように認識しております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 宇佐美議員。

○議員（宇佐美まり） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

先ほどの町長のお話にもあったと思うんですけども、今後も町民の信頼を回復し、問題なく業務を遂行する上において、第三者委員会から提案された内容を徹底され、コンプライアンス条例であったり、セキュリティーマニュアルであるものの町長をはじめとする役場の幹部の方は、事あるごとに職員に公務員としての立場を踏まえて語りかけていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。馬場議員。

○議員（馬場 哉） 私からもお願いします。

先ほど奥谷理事の第三者委員会のその内容についてお聞かせいただいて、把握をしたところでございますけれども、町長が先ほど職員のモラルが主であるとおっしゃっていましたが、それ以外の部分でも、改善点としてあったのではないかとということで第三者委員会が設置されて、コンプライアンス条例をまとめられて、今後の再発防止策をされているので、光嶋隆だけが悪いのではないというのは、もう前回の重大事件等監視委員会で分かったことでもありますので、それは私のほうからも指摘をしておきます。

それで、この前回の重大事件の第三者委員会は、時系列でいくと、前回の保育所の事件までの部分で調査をされたと思うので、今回のこの入札に関しての事件はそれ以降に



なりますよね。それ以降については、果たして本当に今のコンプライアンス条例と入札の妨害防止策等々のやり方でいいのかどうか、もう一度やっぱり入札等監視委員会であるとか、第三者委員会の方に委員会をつくっていただいて、もう一工夫考えていく余地があるのではないかなと私は思うんですが、その点について、奥谷理事から大体のことはお聞きしましたけれども、今後の捜査の進み方も含めて、その点についてもう一度はっきりしたお考えをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（浅田晃弘） 星野政策監。

○政策監（星野欽也） 確かに前回の事件は、保育所のことに関連して、主に建築系という切り口から、原因がどうであったか、それから改善策はどうであったかというところが議論されました。ただ、もちろん土木についても、かなりのところまで突っ込んで議論をしたところだと思います。

ただ、今回の事象は土木でございます。土木について、かなり透明性、設計に対する透明性が確保されています。予定価格についても、通常の業者であれば、かなり近い値がすぐ出るという状況で、あまり設計価格に価値がないというふうなことから、現時点では公表してないというところでございます。

ですので、こういうところに今後改善の余地があるのか、またどういうふうな方向性にしていくのかということについては、今回の事象を裁判等を通じてまずはしっかり把握していくところから問題点を突き進めていく必要があるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

したがって、当然その中身によって、改善するなり、検証する中で変わっていくものもあれば、全くもって問題ないというものもあると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） その点は分かりましたので、第三者委員会でこの改善策でいいかどうか諮るとか、その点については、今後も裁判も含めて行方を見ながら、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それと、頂いている資料の中で少し意味合いが分からないので、まずこの資料についてお聞きしますけれども、この「追送致」の下に「余罪について事件として立件したが」という部分があるんですが、この余罪っていうのは何を指しているんですかね。

○議長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 今回のケースで申し上げますと、余罪というのは、この容

疑者はもともと8月9日に官製談合防止法と刑法の公契約関係競売等妨害罪で逮捕されております。これは、その中央公園造成工事（その3）で、その設計額、予定額等を漏らしたということで、一旦逮捕されております。それを追及していかれる中で、それに関連してお金をもらっていたというのが今回分かったということで、それがここで言うところの余罪というように認識をいたしております。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） はい、分かりました。

それと別のことなのですが、前回、この全員協議会が臨時で行われた後に、当日の夕方、家宅捜索が入って、その後に理事者も含めて報道で記者発表しはった中で、今回事件を犯した木津川道路株式会社との取引が宇治田原町はこれを含めて3件あって、その中に1つ、随意契約があるという、そういう報道があったので、その随意契約について、ちょっと私、どの場でお聞きしようかなと思ったんですけども、今回こういう場がございましたので、その随意契約の中身についてお聞きしますが、その木津川道路株式会社と結んだ随意契約はどのようなものやったんでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） 今、馬場議員がおっしゃった内容については、令和2年の9月の総務建設常任委員会の中で、私のほうから、どこというのはなしに、どういうことという説明をさせていただいたというような経過があったので、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

この随意契約の問題でございますけれども、これは新庁舎を建設していくときに、できるだけ予算を最小限にしていく、そういうような状況で議会のほうでも新庁舎建設調査検討特別委員会を立ち上げていただいて、たびたびご説明を申し上げてきた中で、この新庁舎の裏側の職員駐車場のところが、予算の関係も踏まえて、碎石の上にロープを張って、それで職員がそこへ車を止めていたと、こういうような事案がございまして、ちょうどその当時、令和2年9月の総務建設常任委員会の中で、議員のほうから、ほこりがきつい。車でそこを通られたら、四輪駆動しか動かへんと、こういうようないろいろな問題が出てきた経緯がございました。それは、もともとこの新庁舎には上下水道課とか、あるいは教育委員会とかを、別に今あるところでやっていくという方向ももともとあったので、それからこの中に、ワンストップ窓口で、ここへ来ていただいたら、住民の人が全部の手続をできるようにしていこうということで、議会のほうにもご理解い

ただ、教育委員会なり上下水道課が全てこの中に納まったということで、今、3階のほうでも、企画財政課だけここへちょっと無理言うてお願しているそんな中で、職員数が一遍にここで増えてしまったと。それまでは中央公園の今できておりますところに車を止めて、皆ここへ出勤してきたと。

今申し上げたように、令和2年の9月にですね、ご指摘もいただきまして、そのときに私のほうから答弁し、もちろん中央公園のこの関係は、議会の議決案件でございましたので、それはもう提案もさせていただいてきましたけれども、そこに職員の車を止めていたので、それをよけていかなあかんと。そのためには、職員駐車場を、もうほこりだらけやから早急に舗装して、駐車場の区画をしないと。そのときに、もともとの台数よりも多くなりましたので、少し車のとめるところを狭くして、より多くの職員等も止められるようにして、舗装もさせてもらったんです。

そのときに、これは緊急性を要する、また低価格でやってもらえろということで、中央公園等で工事をお願いしているところをお願いしていくことが一番低価格で、また緊急性をクリアできるということで、今回、その木津川道路株式会社に随意契約をして、駐車場のところをしたと。

それ以外の町内の土木業者がほかの工事をしていたそれも、そこは舗装工事専門じゃないから、専門の業者をお願いするのが一番ベターやということで、木津川道路株式会社に随意契約をして、今の駐車場がきちっと出来上がったというのが現状でございます。大変申し訳ございませんけれども、もともとそういう業者であれば、こんなところをお願いすることはなかったんですけれども、一般競争入札で落札されて、まして議会案件としてご提案申し上げた業者でございますので、きちっとやっていただけろということで、随意契約しました。

ただ、仕事を見ていますと、仕事自体はきちりとした工事をしていただいたなというように、そういった罪のある業者に対してそういう言葉を使ったら駄目ですけども、仕事は終わっていただいたということで、木津川道路に随意契約をさせてもらいました。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） その随意契約のいきさつについては、今、副町長おっしゃっていただいたので分かったんですけども、もう一点、その随意契約というのは、もともとどれぐらい以下やったら随意契約してもええっていう、そういう決まりがありますよね。それ、ちょっと教えていただいたら。

○議長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 随意契約、法的に認められておりますが、いろいろ随意契約できる場合というのが地方自治法なり施行令で定められておまして、基本的に「少額随契」、例えば建設工事であれば、130万円以下であればしてもいいよとかというルールがございます。

今回の例で申し上げますと、当初契約が税込みで495万円の契約をしたところでございます。もっとも、その130万円を超えているやないかということなんですが、随意契約できる理由として、その少額随契以外にできるパターンとして、例えばそこに発注することが非常に有利、メリットがあるとか、工期が短縮できるであるとか、ここでしかできないとか、そういうような一定説明ができる理由があれば、随意契約しても構わないというルールもございます。

そういうことから考えまして、今、副町長が申しあげましたように、今回のケースにつきましては、まさにここで公園の造成工事を請け負って工事されておられるところ、ましてや舗装業者でもある。その工事に併せてこちらもやっていただくことによって、工期的なメリット、また経費も、わざわざ駐車場舗装だけに来ていただかなくとも、そういう工事の関連でやっていただくことができるであろうと総合的に考えて、随意契約理由に当たるであろうということで、庁舎管理をしております総務課が発注したという経緯がございます。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） 随意契約のその金額的な中身を含めて、今、理事がおっしゃっていただいたんで、理解はしました。先ほど副町長もおっしゃいました議会からも早く舗装をするよという声があった。そのとおりで、私も覚えているんですけども、もうほこりだらけで、車が汚れるという声を聞いているので、できるだけ早いこととしてあげたほうがええのじゃないかなという、そういう声は確かに議会からも上げた、それは理解しております。

なぜ舗装になったかといういきさつはよく理解していたんですけども、副町長もおっしゃった、理事もおっしゃった、その随意契約であのときはあの業者に頼んだほうが低価格であろうという予想の下でやったんですけども、これ、はっきり言うて積算してないので、入札もしてへんし、分からないですね。

そういううがった見方をしたら、そうになってしまうので、ただ、追加したいのは、た

だ、今回ね、今回、相手先がこういう事件を起こした会社であるということだけで、やっぱりそのプロセス自体が問題ではなかったのかなという、そういう疑念を与える可能性があるので、そこははっきりプロセスも含めてちゃんと説明をされたほうがいいのではないかなというふうに私は思うので、そこ、もう一度しっかりとご説明をしていただいたらと思います。

○議長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まずもって随意契約、幾らでも要は提示された額をそのままこちらが契約するというものではございません。随意契約といえども、舗装工事でございますので、私どもなりにまずは設計をいたします。それから言いますと、そういう600万円近く的设计が私どもの積算上できました。

そういう中で、この業者に見積りを取りましたところ、先ほど言いました495万円、率にいたしますと83%、84%ぐらいの見積りが上がってきましたことから、そういうことであれば、通常の入札と遜色ない、一定抑えられた金額であると判断したことから契約したものでございまして、例えばこれが700万円でも800万円でも、どの金額を言われても、うちが契約したかというところではなくて、私どもが積算した数値より低価の、いわゆる通常の入札と遜色ない程度の額で見積りをいただきましたものですから、契約に至ったという経過はございます。

以上です。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。あつ、星野政策監。

（発言する者あり）

○政策監（星野欽也） 少し補足をさせていただきます。

（発言する者あり）

○議長（浅田晃弘） 馬場議員、聞いてください。

○政策監（星野欽也） すみません、少し補足させていただきます。

もともとの木津川道路株式会社が取っていたのが、税抜きで約5,000万円ほどの工事でございます。工事には、実際にかかる直接工事費のほかに、諸経費というものがついています。それが歩掛上、率が決まっておりますので、額が高くなればなるほど諸経費が安くなるんです。したがって、舗装工事で随意契約したものが約500万円でございますので、本来だったら、その500万円の直接工事費、多分250万円ぐらいだと思いますけれども、それに対する率でいけば、600万円とかそういう額になるけれども、大きい工事にすることによって諸経費を圧縮できるんで、非常に安くなるということござ

います。

それと、もともとの工事の落札率、これが約84%やったかと思っています。それと併せて契約をしていただきますので、当然安い、その84%という最低価格ぎりぎりのラインでやっていくということで、トータル的なコストは、まあまあ落札率は落札率で当然のことなんですけれども、諸経費が大きい分だけ、かなりそこが圧縮されるということ。それと、先ほど申しあげましたすぐ近くにいるので、工事が輻輳せずに円滑にできるということによって、工期が早められるということでございます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） 私、申し上げたいのは、そういう情報が出てきてないので、随意契約といった特殊な契約なので、何か今回の、その随意契約した相手先がそういう業者であったので、そういう疑念がやっぱり住民さんの中にもあるので、そこははっきりとそういう形で、プロセスも含めて、何か機会があれば説明しはるほうが私はええと思えますし、今後、そういう、このプロセス自体も、これで間違えなかったかというのは、先ほど政策監おっしゃった入札監視等委員会でもし協議できる場合があるのであれば、その場でもう一度しっかりと検証していただけたらいいかと思うので、ぜひそういう、今後この報道が流れる中で、3件のうち随意契約という部分が表に出てしまうと、そういう話、何で特殊な随意契約なのかとなるので、そういう今説明していただいた部分は、しっかりと住民さんには説明するべきではないかというふうに思いますので、意見をさせていただきます。

以上です。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（山本 精） ちょっと1点だけ。先ほど副町長の説明の中で、あと言葉濁されたみたいなんだけれども、贅田立川線と中央公園造成工事（その2）という話がちょっと口頭で出たんですが、それはどういうことやったんでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それはね、よろしいですか、すみません。私のちょっと持っているやつが全く違うところでしたので、それは訂正して、おわび申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○議員（山本 精） ちょっとその辺分からなかったんであれなんですけれども、これが

木津川道路株式会社に関して、何かしてたのかどうかというのは、そういうことも考えられたということなんではないでしょうか。それは、そういうことはないということですか。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） それは、今のご質問ですけれども、全く関係ないと。私の持っていた書類がたまたまちよっと違うたので、大変ご迷惑かけましたけれども、その部分については取消しさせていただきたいということと、それと併せまして警察のほうで捜査しておりますので、捜査内容は我々分かりませんが、一連のいろいろなところへの捜査は多分されているだろうというようにしか我々は分からないというところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 山本議員。

○議員（山本 精） 分かりました。結構です。

○議長（浅田晃弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） いいですか。

ないようですので、これで全員協議会を終わります。

本日は大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後4時09分

宇治田原町議会全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘